

平戸市療育支援センター「あたかさん 21」指定管理仕様書

平戸市療育支援センター「あったかさん 21」指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、平戸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平戸市療育支援センター「あったかさん 21」（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

2 センターの管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、次に掲げる項目に沿ってセンターを管理運営すること。

- (1) センターは、発達の段階において特に療育を必要とする児童等に対し、通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって、その育成を図るための施設であるという設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (3) 利用者の視点に立った管理運営を行うこと。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。

3 施設の概要

- (1) 名 称： 平戸市療育支援センター「あったかさん 21」
- (2) 所 在 地： 平戸市山中町 689 番地 4
- (3) 建 物 構 造： 鉄骨鉄筋コンクリート平屋造
- (4) 管理対象面積： 535.05 m²

4 指定管理業務開始予定 令和 6 年 4 月 1 日(月)

5 開館時間等

- (1) 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 休 館 日
 - ア 日曜日・月曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ウ 8 月 13 日から 15 日までの日
 - エ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日※指定管理者は、市長の許可を得て、開館時間を延長したり、休館日を変更したりすることができる。

6 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- (1) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の

2の2の規定に基づく、「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」に関すること。

(3) その他療育に関し必要な業務

(4) その他必要な管理運営業務

ア 清掃

(ア) 日常清掃、ごみの搬出

(イ) 定期清掃（ガラス清掃・カーペット等床清掃・洗浄は6か月に1回以上行う。）

イ 空調の点検

(ア) 日常のセンター利用に支障が出ないように保守点検を行うこと。

ウ 簡易な修繕（蛍光管の交換等）

エ 機械警備に関すること

(ア) 委託契約（指定期間までは、市が機器を設置し警備委託するため、指定管理者は、契約を引き継ぐこと。）

(イ) 開錠・施錠の確認

オ 経理業務

(ア) 電気料・水道料・電話料金等公共料金の支払い

カ 防火・防災に関すること 防火管理者を選任し、消防計画を策定すること。

7 職員の配置

指定管理者は、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）」に基づき職員を配置しなければならない。

8 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

9 指定管理料

(1) 指定管理料は、平戸市の予算の範囲内で指定管理者に選定された団体が提出した収支予算書の提案額に基づいて、協定書で定める額とする。

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの指定管理料上限額

24,000,000円（総額）

(2) 平戸市は指定管理料を、指定期間の開始の翌月から、協定書で定める金額を、協定書で定める期日までに、指定管理者の請求に基づいて支払うものとする。

10 法令等の遵守

指定管理者は、センターの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。また、その他関連する法令等がある場合は、それらを遵守すること。

(1) 地方自治法

(2) 児童福祉法

- (3) 児童福祉法施行令
- (4) 児童福祉法施行規則
- (5) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- (6) 平戸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (7) 平戸市療育支援センター条例
- (8) 平戸市情報公開条例
- (9) 平戸市行政手続条例

11 リスク分担

協定締結にあたり、指定管理者と平戸市のリスク分担は、原則次のとおりとする。

項目	内容	平戸市	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等の単価の変動に伴う経費の増	協議事項	
施設設備の損傷	事故・火災等によるもの	協議事項	
施設設備の損傷	天災等によるもの	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係る損害		○
	経年劣化によるもの（小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者による行為で相手方が特定できないもの	協議事項	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者に影響を及ぼすもの		○
第三者への賠償	管理者としての注意を怠ったことによるもの		○
	不可抗力によるもの	○	
セキュリティ	情報の遺漏、警備不備による事故及び犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間終了時、期間中途における業務の廃止又は指定取消による事業者の撤収費用		○

※1 その他、上記以外の問題が生じた場合は、協議事項とする。

※2 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。

12 事業報告

指定管理者は以下のとおり、報告書を作成し、市長に提出すること。

- (1) 毎月提出する報告書
 - ア センターの業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 毎年度終了後提出する報告書
 - ア センターの業務の実施状況及び施設の利用状況（当該年度分）
 - イ 収支決算書（当該年度分）
 - ウ 上記のほか、センターの業務の実態等を把握するために必要な事項

(3) 指定期間終了後提出する報告書

ア センターの業務の実施状況及び施設の利用状況（4年分）

イ 収支決算書（4年分）

ウ 上記のほか、センターの業務の実態等を把握するために必要な事項

※その他、平戸市長が必要とする事項について、求めに応じて報告する。

13 点検・評価（モニタリング）について

指定管理者は平戸市が定める「指定管理者制度導入施設の点検・評価（モニタリング）要領」に基づき、施設の管理運営を適正に行っているか自己点検及び評価を行いチェックシートを作成し、以下のとおり平戸市に提出すること。平戸市はこれを評価し、必要に応じて改善を指示するほか、モニタリング結果の公表を行う。

(1) 年度途中で提出するチェックシート

ア 上半期（4月から9月まで）の管理運営状況に関する自己点検・評価

(2) 年度終了後提出するチェックシート

ア 年間（4月から翌年3月まで）の管理運営状況に関する自己点検・評価

14 備品・消耗品等の所有権

(1) 平戸市がセンターに設置する備品・消耗品等については、平戸市の所有とし、その使用及び保管に十分注意すること。

(2) 指定管理者が、自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とする。

15 立入検査について

平戸市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営状況について実地検査を行う。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否することができない。

16 指定の取消し等

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。なお、一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第2順位、第3順位の法人等と、次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

(2) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

17 その他

(1) 雇用の努力義務

新たに指定管理者となった者は、管理業務を行うために必要な職員について、従前より施設管理を行ってきた団体の従業員を引き続き雇用するよう努力して下さい。

(2) 損害賠償請求

指定管理者の指定が取消され、または業務停止となった場合、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 公租公課

指定管理者には収益事業に対する納税義務が発生することがありますが、詳しくは市税務課、または国税については税務署、県税については県税事務所へそれぞれお問い合わせ下さい。

(4) 損害保険

保険については本市で建物総合損害共済（火災・損害）、市民総合賠償保険（施設内）に加入しており、一般的な損害についてはこの保険が適用されます。しかし、指定管理者の過失等に起因する事故の場合は、保険会社が損害賠償を求めてくる場合があります、その他想定外のことで損害賠償請求を受けることがありますので、できる限り民間損保会社等で扱う指定管理者の賠償責任保険の加入して下さい（保険料は指定管理者の負担）。

(5) 目的外使用に関する取扱い

施設内（敷地内含む）に自動販売機等を設置する場合は、施設使用の許可を受けようとする者が、直接市長に対し目的外使用許可の申請を行い、許可を受けるものとします。上記の目的外使用許可については、指定管理者に限りません。ただし、指定管理者以外のものに許可する場合、目的外使用許可者と指定管理者との間での電気使用料、水道料金等経費負担や保守点検等の取扱いについて取り決めするよう指示するものとします。

以 上